

令和 7 年 10 月 16 日
全国農業共済組合連合会

令和 7 年台風第 22 号に係る農業経営収入保険の対応について

全国農業共済組合連合会（N O S A I 全国連）では、令和 7 年台風第 22 号に伴う災害に係る災害救助法の適用についてが適用された町村に住所を有する収入保険の加入者及び加入予定の方で、保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払が困難であることの申出があった方を対象に、一括払いの支払期限、分割払いの支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11 か月を経過する日を限度に延長いたします。

また、対面での加入手続きが困難な方につきましては、電話等での加入申込みを承ります（申請書類は後日提出いただきます）。

具体的な支払期限の延長の手続、加入申込については、お近くの農業共済組合にご相談ください。

<別紙>

- ・災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

本件に関するお問い合わせ先

全国農業共済組合連合会（業務部業務第 1 課）

TEL 03 (6265) 4803

FAX 03 (6265) 4807

ホームページ <http://www.nosai-zenkokuren.or.jp/>

災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

令和7年10月8日現在

・ 災害救助法適用市町村

7 町村

【東京都】

島しょ利島村

島しょ新島村

島しょ神津島村

島しょ三宅村

島しょ御蔵島村

島しょ八丈町

島しょ青ヶ島村

・ 対象地域の農業共済組合

東京都農業共済組合

〒184-0004

東京都小金井市本町6丁目9番35号 N O S A I 会館

電話番号：042-381-7111